

鳥 取 県 監 査 事 務 実 施 細 則

〔平成11年3月31日〕
監査委員事務局長決定

(趣旨)

第1条 この実施細則は、鳥取県監査実施要綱(平成11年3月鳥取県監査委員決定。以下「要綱」という。)第75条に基づき、要綱の実施のために必要な事項について定めるものとする。

(定期監査調書の様式)

第2条 要綱第9条第1項の監査調書の様式は、様式第1号とする。

(定期監査の事務監査結果報告書の様式)

第3条 要綱第12条(第28条及び第35条において準用する場合を含む。)の事務監査結果報告書の様式は、様式第2号とする。

(定期監査の本監査実施状況の記録の様式)

第4条 要綱第14条第2項(第23条第3項、第29条第3項及び第36条において準用する場合を含む。)及び第53条の規定による本監査の実施状況の記録は、様式第3号による本監査記録により行う。

(定期監査の実施結果に基づく処置の案の基準)

第5条 要綱第15条第2項、第30条第2項又は第37条第2項の規定による定期監査、随時監査又は財政的援助団体等監査の実施結果に基づく処置の均衡を図ることに資するための案の作成は、鳥取県監査基準(平成11年3月鳥取県監査委員決定)別表第4の別表に掲げる基準により行うものとする。

(例月現金出納検査調書の様式)

第6条 要綱第41条の例月現金出納検査調書の様式は、様式第4号とする。

附 則

この実施細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成24年2月1日から施行し、平成23年度決算に係る監査から適用する。

附 則

この実施細則は、平成25年12月19日から施行し、平成25年12月分の例月現金出納検査調書から適用する。

附 則

この実施細則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月分の例月現金出納検査調書から適用する。

附 則

この実施細則は、平成27年9月30日から施行し、平成27年9月分の例月現金出納検査調書から適用する。

(様式第1号～様式第4号 略)

